第３１号の２様式(第３４条関係)

景観整備機構指定申請書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日   |  |  | | --- | --- | | 相模原市長　あて |  | | 申 請 者 | 法人の住所(事務所の所在地)  法人の名称  代表者氏名  電話番号 |   景観整備機構の指定を受けたいので、景観法第９２条第１項の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。 | | | | |
| 法人の種別 | □ 一般社団法人  □ 一般財団法人  □ 特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人 | | | |
| 業務開始  予定年月日 | 年　　月　　日 | | | |
| 景観整備機構  として行おうと  する業務  (景観法第９３条） | □ 第１号 | 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 | | |
| □ 第２号 | 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。 | | |
| □ 第３号 | 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。 | | |
| □ 第４号 | 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。 | | |
| □ 第５号 | 景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。 | | |
| □ 第６号 | 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。 | | |
| □ 第７号 | 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。 | | |
| ※処理欄 | 受付印 | | 受付番号  第　景整　－　　　号 | 指定の適否  □　適　　□　否 |

備考

１　この申請書には、相模原市景観条例等施行規則第３４条第２項各号に掲げる書類を添付してください。

２　法人の種別及び景観整備機構として行おうとする業務の欄は、該当する□にチェックしてください。

３　※印の欄には、記入しないでください。